

別表1の凡例

(a) 施設・公物設置管理の基準

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄のうち、「概要」欄は、見直しの対象範囲となった施設・公物設置管理の基準の概略を示し、「該当条文」欄には、該当条文のうち見直し対象となる部分に下線を付した。
3. 「条例制定の主体」欄の記号の意味は、次のとおり。
「1」: 都道府県(大都市等に関する特例等により、指定都市等を含む場合もある。)
「2」: 市町村
「3」: 都道府県及び市町村
4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。
 - ① 見直し対象施設等基準の一部が、第2次勧告で示した「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」(以下、「メルクマール」という。)に該当する場合。(該当する部分の内容の義務付けについては、存置を許容。)
 - ② 法令で基準が設定されていても、その内容を定量的、個別具体的に定めるために、条例を制定することが許容されていることが確認された場合。(「条例制定許容」と記しており、存置を許容。(第1章3(a)(2)ただし書き関連))
 - ③ 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

別表 1

凡例
○: 勧告通り実施
△: 一部実施
×: 存置改善
×: 未実施

(a) 施設・公物設置管理の基準

分野	番号	法律	条 項	見直し対象	講すべき措置		備考	取組み状況		一部実施又は未実施の理由 (各府県回答)
					概要	見直しの方針		条例制定の主体	1次見直し	
9	13	マンションの建築の再滑化等に関する法律	第120条 第1項	高齢者向け公共賃貸住宅への入居基準	該当条項(下線部)	廃止又は条例委任	3		○	
			第121条 第1項	市町村借上住宅への入居基準	(市町村借上住宅への入居) 第二百一十条 第七十七条の規定による申請に係る賃借人住居住宅又は転出区分所有権者住居住宅が市町村借上住宅である場合においては、当該転出をした者が高齢者居住安定確保法第四十九条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当するときは、当該高齢者向け公共賃貸住宅若しくは市町村借上住宅を、その者を当該高齢者向け公共賃貸住宅に入居させるものとする。	廃止又は条例委任	2		○	
10		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条 第1項	認定こども園の設備・運営基準	(教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等) 第三条 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の二の規定による都道府県知事若しくは市長若しくは当該都道府県の教育委員会若しくは他の外部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会、以下同じ。)の認定を受けることができる。 一 当該施設が幼稚園である場合は、幼稚園教育要領(学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に關し文部科学大臣が定めるものを用いる。)に従って編成された教育課程に基づき教育を行うほか、当該教育の三つの期間を終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち当該施設が保育所である旨に規定する事項に該当する者に対する保育を行うこと。 二 当該施設が保育所である場合は、児童福祉法第三十九条第一項に規定する施設に対する保育を行うほか、当該市内の第三十三条の二の子(当該施設が保育所である場合においては、当該施設が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における同法第二十四条第二項に規定する保育の要請に對する重要な役割を担う児童に對し、当該施設が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における同法第二十三条各号に規定する目的に掲げられた保育を行うこと。 三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に對する需要に照らし当該施設において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に適切に提供し得る体制の下で行うこと。 四 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に關する基準を參照して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。	廃止又は条例委任	1	参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化	△	(1) 0 1-2号 4号(平成22年通商国会案例)に委任した上で、「促すべき基準」とする。なお、現在、厚生労働省において、保育制度の改革を含む次世代育成支援改革の検討が進められており、文部科学省と厚生労働省が連携して、財政当局も関係しつつ、この改革の検討とあわせて、認定こども園制度の改革について検討。
			第3条 第2項	認定こども園の設備・運営基準	2 幼稚園及び保育所等のそれぞれに提供される建物及びその附属施設が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等(以下「幼稚園等施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する幼稚園等施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。 一 次のいずれかに該当する施設であること。 一 当該幼稚園等施設を構成する保育所において、第三十三条の子(以下「当該施設が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における同法第二十四条第二項に規定する保育の要請に對する重要な役割を担う児童に對し、当該施設が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における同法第二十三条各号に規定する目的に掲げられた保育を行うこと。 二 子育て支援事業のうち、当該施設が所在する地域における教育及び保育に對する需要に照らし当該施設において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に適切に提供し得る体制の下で行うこと。 三 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に關する基準を參照して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。	廃止又は条例委任	1	参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化	△	(1) 0 1号 (平成22年通商国会案例)に委任した上で「促すべき基準」とする。なお、現在、厚生労働省において、保育制度の改革を含む次世代育成支援改革の検討が進められており、文部科学省と厚生労働省が連携して、財政当局も関係しつつ、この改革の検討とあわせて、認定こども園制度の改革について検討。
			第6条 第2項	認定こども園の表示基準	2 認定こども園(第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設及び同条第三項の規定による告示がされた施設をいう。以下同じ。)の設置者は、その建設地又は当該施設が所在する場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。	廃止又は条例委任	1		○	
			第3条	学校の設置基準	第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他のに関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。	廃止又は条例委任	1		△	*学校設置基準の具体的な内容について、地方公共団体からの要望等を踏まえ、精査する方向で対応してまいります。(省令)
10	3	学校教育法	第128条	専修学校の設置基準	第二百二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合しなければならない。 一 目的、生徒の数は課程の種類に適合しなければならない。 二 目的、生徒の数は課程の種類に適合しなければならない。 三 目的、生徒の数は課程の種類に適合しなければならない。 四 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱	廃止又は条例委任	1		△	専修学校の一定の教育水準を維持しつつ、専修学校制度を制度として存続させるための基準たる設置基準については、平成22年度より開始した高等専門学校支援金制度(いわゆる高校等無償化)において、専修学校高等課程の生徒が支給対象となつていないことと見比べて、国により定めることは引続き必要である。ただし、現行設置基準の内容については、地方公共団体からの具体的な要望等が確認された場合には、それらを踏まえて、具体的な内容について精査することとし、精査の結果、支障がないと認められる場合には、これを参酌基準等として条例委任する。
			第129条 第2項	専修学校の校長資格	2 専修学校の校長は、教育に関する意見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。	廃止又は条例委任	1		×	専修学校の一定の教育水準を維持しつつ、専修学校制度を制度として存続させるための基準たる設置基準については、平成22年度より開始した高等専門学校支援金制度(いわゆる高校等無償化)において、専修学校高等課程の生徒が支給対象となつていないことと見比べて、国により定めることは引続き必要である。ただし、現行設置基準の内容については、地方公共団体からの具体的な要望等が確認された場合には、それらを踏まえて、具体的な内容について精査することとし、精査の結果、支障がないと認められる場合には、これを参酌基準等として条例委任する。
			第129条 第3項	専修学校の教員資格	3 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に關し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。	廃止又は条例委任	1		×	専修学校の一定の教育水準を維持しつつ、専修学校制度を制度として存続させるための基準たる設置基準については、平成22年度より開始した高等専門学校支援金制度(いわゆる高校等無償化)において、専修学校高等課程の生徒が支給対象となつていないことと見比べて、国により定めることは引続き必要である。ただし、現行設置基準の内容については、地方公共団体からの具体的な要望等が確認された場合には、それらを踏まえて、具体的な内容について精査することとし、精査の結果、支障がないと認められる場合には、これを参酌基準等として条例委任する。
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第3条 第1項	学級編制の標準	(学級編制の標準) 第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒を編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が異なり、かつ、その数に適合する学級に編制することが困難な場合は、当該学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。	廃止又は条例委任	3		×	*学級編制に関する権限の都道府県から市町村への移譲については、第1次勧告以降、人事権及び給与負担等の移譲とあわせて地方関係団体の関係者等と検討を行っているが、都道府県と市町村の間の意思の隔りが大きい。そのため、関係者間で一致した見解が得られるよう、内閣府及び総務省においても二回力付いた。文部科学省としては、教育環境整備全体の総合的な検討を行う中で検討を行ってまいります。
			第4条	学級編制の基準	(学級編制) 第四条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。	廃止又は条例委任	3		○	
			第6条	小中学校等教職員定数の標準	(小中学校等教職員定数の標準) 第六条 各都道府県ごとの、公立の小中学校及び中等教育学校の前期課程(学校教育法第五十二条に規定する前期課程)に在籍する児童又は生徒の総数(以下「小中学校等教職員定数」という。)は、次条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数合計した数に準じて算定するものとする。この場合においては、それぞれ、当該各条に規定する数に準じて算定し、当該各条に定める教職員定数の標準に適合するものとする。	廃止又は条例委任	3		×	
			第6条の2	小中学校等教職員定数の標準(校長の数)	第六條の二 校長の数は、小中学校及び中等教育学校の前期課程の合計数に一を乗じて得た数とする。	廃止又は条例委任	3		×	
			第7条 第1項	小中学校等教職員定数の標準(教員及び教諭等の数)	第七條 副校長、教諭、主任教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主任教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師(以下「教員及び教諭等」という。)の数は、次に定めることにより算定した数とする。 一 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに当該表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を上りたときは、一に切り上げる。以下同じ。)の合計数。 (次の表は省略) 二 二十七年級以上の小学校の数と二十四年級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の合計数に一を乗じて得た数。 三 二十九年級以上の小学校の数に二を乗じて得た数、十八年級から十九年級までの中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)以下二の項において同じ。)の数に二を乗じて得た数及び三十九年級以上の中学校の数に二の二を乗じて得た数の合計数。 四 小学校の分校の数と中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の分校の数の合計数に一を乗じて得た数。 (次の表は省略) 五 次の表の上欄に掲げる学年の児童又は生徒の数の区分ごとの児童数を、小中学校及び中等教育学校の前期課程の合計数に当該区分に応じた表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数。 (次の表は省略)	廃止又は条例委任	3		×	

別表 1

凡例
 ○：勧告通り実施
 △：一部実施
 ●：存置許可
 ×：未実施

(a) 施設・公物設置管理の基準

分類	番号	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考	取組み状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体		1次見直し	2次見直し	
10	4	公立義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する法律	第7条	第2項	2 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、児童又は生徒の発達に配慮し、個性に応じた教育を行うため、教職員の教職及び教諭等の協力による指導が行われる場合、少数の児童若しくは生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合又は教育課程(小学校の教育課程を除く。)の編成において多様な選択教科が開設される場合には、前項の規定により算定した数に適合する数に教職員及び教諭等の数を加算する。		廃止又は条例委任	3		×		・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。
					3 前二項に定めるところにより算定した数(以下この項において「小学校等教職等標準定数」という。)のうち、副校長及び教諭の数は二十学級以上の小学校の数に二十四学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)の数に合計し、二を乗じて得た数、六学級から一学級までの小学校の数に四分の一を乗じて得た数(以下この項において「小学校等教職等標準定数」という。)とし、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は小学校等教職等標準定数から小学校等教職等標準定数を減じて得た数とする。		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
				8条 養護をつかさどる主幹教諭、養護補助教諭(以下「養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一 三学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数 二 児童の数が八百五十一人以上の小学校の数と生徒の数が八百一十人以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数の合計数に二を乗じて得た数 三 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二十五号)第五条に規定する病院又は診療所をいう。)がない市町村の数を算出して、数値で定めるところにより算定した数		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。		
			第8条の2	小中学校等教職員定数の標準(養護教諭等の数)	8条の2 栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員(以下「栄養教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一 学校給食(給食内容がミルクのみである給食を除く。第十三条の二において同じ。)を実施する小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で専ら当該学校又は当該課程の学校給食を実施するもの(以下「専ら学校給食」という。)の数の合計数から専ら専ら給食を実施する小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数(以下この項において「専ら学校給食」という。)の数の合計数に四分の一を乗じて得た数との合計数 二 専ら学校給食を実施しない小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数 三 専ら学校給食を実施しない小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数に、次に定めるところにより算定した数を加算する。 一 専ら学校給食を実施しない小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数 二 次の表の上欄に掲げる共同調理場に係る小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の児童及び生徒(給食内容がミルクのみである給食を受ける者を除く。以下この項において「児童及び生徒」という。)の数の合計数に当該地区に所在する他の共同調理場に係る児童及び生徒の数の合計数(「次の表」は省略)		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
					9条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一 四学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数 二 三学級の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数 三 二十学級以上の小学校の数に二を乗じて得た数と二十学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数に二を乗じて得た数の合計数 四 学年間単位児童及び生徒に係る学級数(学年間単位)に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)第二条に規定する保護者(同条に規定する児童等の親)を単位とするもの(以下「学年間単位児童及び生徒」という。)の数の合計数に当該地区に所在する他の学年間単位児童及び生徒の数の合計数に二を乗じて得た数		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
			第10条	特別支援学校教職員定数の標準	(特別支援学校教職員定数の標準) 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学校及び中学校に置くべき教職員の数(以下「特別支援学校教職員定数」という。)は、各条、第一條第一項及び第二條から第十四条まで規定する数を合計した数と標準として定めるものとする。		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
					10条の2 校長の数は、特別支援学校の数に二を乗じて得た数とする。		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
			第11条	第1項	11条 教諭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一 次の表の上欄に掲げる部ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級数に当該部の規模に占める同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数 (「次の表」は省略) 二 小学校及び中学校の学級数が二十学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数と中学校の学級数が十八学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数の合計数 三 小学校及び中学校の児童及び生徒の数が百一人から五百十人までの特別支援学校の数に二を乗じて得た数、小学校及び中学校の児童及び生徒の数が五百十一人から八百人までの特別支援学校の数に二を乗じて得た数並びに小学校及び中学校の児童及び生徒の数が八百一人以上の特別支援学校の数に三を乗じて得た数の合計数 四 次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分ごとの学校(小学校及び中学校)が七学級以上(以下「七学級以上の特別支援学校」という。)の数の合計数に当該特別支援学校の区分に占める児童及び生徒の数の合計数に二を乗じて得た数と七学級未満の特別支援学校の数の合計数に二を乗じて得た数の合計数(以下この項において「特別支援学校教職等標準定数」という。)とし、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は特別支援学校教職等標準定数から特別支援学校教職等標準定数を減じて得た数とする。		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
					11条の2 特別支援学校の区分ごとの学校(小学校及び中学校)が七学級以上(以下「七学級以上の特別支援学校」という。)の数の合計数に当該特別支援学校の区分に占める児童及び生徒の数の合計数に二を乗じて得た数と七学級未満の特別支援学校の数の合計数に二を乗じて得た数の合計数(以下この項において「特別支援学校教職等標準定数」という。)とし、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は特別支援学校教職等標準定数から特別支援学校教職等標準定数を減じて得た数とする。		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
			第12条	特別支援学校教職員定数の標準(養護教諭等の数)	12条 養護教諭等の数は、特別支援学校の数に二(小学校及び中学校の児童及び生徒の数が六十一人以上の特別支援学校にあつては、二)を乗じて得た数とする。		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
					13条 寄宿舎指導員の数は、寄宿舎を置く特別支援学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数(子の数が十二に達しない場合にあつては、十二)を合計した数とする。 一 特別支援学校の区分ごとの学校(小学校及び中学校)が七学級以上(以下「七学級以上の特別支援学校」という。)の数の合計数に当該特別支援学校の区分に占める児童及び生徒の数の合計数に二を乗じて得た数 二 寄宿舎を置く特別支援学校の数の合計数に二を乗じて得た数 三 寄宿舎を置く特別支援学校の数の合計数に二を乗じて得た数に、次に定めるところにより算定した数を加算する。 一 寄宿舎を置く特別支援学校の数の合計数に二を乗じて得た数 二 次の表の上欄に掲げる共同調理場に係る小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の児童及び生徒(給食内容がミルクのみである給食を受ける者を除く。以下この項において「児童及び生徒」という。)の数の合計数に当該地区に所在する他の共同調理場に係る児童及び生徒の数の合計数(「次の表」は省略)		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	

凡例
○：勧告通り実施
△：一部実施
●：存置許容
×：未実施

(a) 施設・公物設置管理の基準

分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考	取組み状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)	
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体		1次見直し	2次見直し		
10	17	へき地教育振興法	第5条の2	第1項	へき地学校等の指定基準 へき地手当の支給基準	(へき地手当等) 第五十一条 都道府県は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準に従い、条例で指定するへき地学校及びこれに相当する学校及び併置施設(以下「へき地学校等」という。)に勤務する教員及び職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二十四号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項、地方公務員の管理規程等に関する法律(昭和三年法律第四十号)第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員(任期)に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定に基づき指定された職員及び職員(第五条第一項において「任期付職員等」という。)を教員として、へき地手当を支給しなければならない。	廃止又は条例委任	3		○			
					第5条の2	第2項	へき地手当の月額支給基準	2 へき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の二五を超えない範囲内で、文部科学省令で定める基準に従い、条例で定める。	廃止又は条例委任	3		○	
					第5条の2	第3項	へき地手当と地域手当等との調整基準	3 へき地学校等が当該学校に勤務する教員及び職員に対し地域手当が支給される地域に所在する場合におけるへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関する事項は、文部科学省令で定める基準に従い、条例で定める。	廃止又は条例委任	3		○	
12	28	家畜改良増進法	第31条	家畜人工授精所の構造、設備及び器具の基準	第三十一条 センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所その他家畜人工授精又は家畜交配移種を行うためセンター又は都道府県が開設する施設は、第五十二条の構造、設備及び器具の基準を備えなければならない。	廃止又は条例委任	1		×		食の安全・環境保全・災害等に対するセーフティネットの確保のため存置する必要。 法第31条は、家畜人工授精等の特措かつ実質的に実施するための必要な措置を定めることを義務付けるものである。それらの措置等が備えられない場合、家畜人工授精等が衛生的に行われず、家畜疾病が広域的に発生するおそれがある。したがって、食糧にわたる食の安全を確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。		
15	2	採石法	第33条の15	標識の掲示基準	(標識の掲示) 第十三条の十五 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採石採取場の見やすい場所に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、発着番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	廃止又は条例委任	3		×		本件は、地域主権改革一括法で措置することを前提とするほか、以下のすべての条件を満たした場合にのみ、前向きに検討することが可能。 (1) 標識の記載事項のうち、ナショナルミニマムとして安全確保の観点から不可欠なものは引き続き省令で規定すること。また、これ以外の記載事項については「参酌すべき基準」とすること。 (2) 標識を掲げない者に対する罰則(過料)について、構成要件である標識の記載事項を条例に委任した場合に必要な措置(全都道府県等が条例で罰則を定める必要性等)を、内閣府が法務省に確認及び了解を得ること。 (3) 条例が適用される事業者は、事業の認可権を有する地方自治体のみだけでなく、国・事業認可権を有さない地方自治体・民間事業者にも等しく適用されること。 (4) 本件は、地方からの具体的な要望がない事項であるため、(1)、(2)及び(3)を踏まえた条例とすること、全都道府県等が了解すること。その際、内閣府が全都道府県等に確認すること。		
15	3	砂利採取法	第29条	標識の掲示基準	(標識の掲示) 第十九条 砂利採取業者は、第十六条の認可に係る砂利採取場の見やすい場所に、経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより、氏名又は名称、発着番号その他の経済産業省令、国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	廃止又は条例委任	3		×		本件は、地域主権改革一括法で措置することを前提とするほか、以下のすべての条件を満たした場合にのみ、前向きに検討することが可能。 (1) 標識の記載事項のうち、ナショナルミニマムとして安全確保の観点から不可欠なものは引き続き省令で規定すること。また、これ以外の記載事項については「参酌すべき基準」とすること。 (2) 標識を掲げない者に対する罰則(過料)について、構成要件である標識の記載事項を条例に委任した場合に必要な措置(全都道府県等が条例で罰則を定める必要性等)を、内閣府が法務省に確認及び了解を得ること。 (3) 条例が適用される事業者は、事業の認可権を有する地方自治体のみだけでなく、国・事業認可権を有さない地方自治体・民間事業者にも等しく適用されること。 (4) 本件は、地方からの具体的な要望がない事項であるため、(1)、(2)及び(3)を踏まえた条例とすること、全都道府県等が了解すること。その際、内閣府が全都道府県等に確認すること。		
15	7	工業用水道事業法	第11条	第1項	工業用水道の施設基準	(施設基準) 第十一条 工業用水道事業者の工業用水道は、原水の質及び量、地理的条件等に応じ、取水施設、配水施設、浄水施設、配水施設及び貯水施設の全施設は、一部を除くものの、その各施設は、次の各号の基準を備えるものでなければならない。 一 取水施設は、必要量の原水を取り入れることができるものであること。 二 取水施設は、取水口においても必要量の原水を求めるに必要な貯水能力を有すること。 三 配水施設は、必要量の原水を送るためのポンプ、配水管その他の設備を有すること。 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じ、必要な浄化をするためのろ過その他設備を有すること。 五 送水施設は、必要量の水を送るためのポンプ、送水管その他の設備を有すること。 六 配水施設は、必要量の水を一定以上の圧力で連続して供給するための配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。	廃止又は条例委任	3	第4項とあわせて見直しが必要	×		工業用水道の施設基準及び維持義務は、民間事業者も地方公共団体に同様の扱いとなっているため、その廃止は本法の趣旨に反するものであることから困難。 なお、法律上の許可・届出権者ではなく、工業用水道事業を実施する主体である地方公共団体が、自ら実施する当該事業に係る施設基準を条例により制定することは法制的に困難。	
				第11条	第2項	工業用水道の施設基準	2 工業用水道施設の位置及び配分は、その設置及び維持管理ができるだけ経済的であるように定めなければならない。	廃止又は条例委任		3	×		
				第11条	第3項	工業用水道の施設基準	3 工業用水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、漏水し、又は汚水が浸入するおそれがないものでなければならない。	廃止又は条例委任		3	×		
				第14条	第1項	工業用水道の維持基準	(施設の維持) 第十四条 工業用水道事業者は、工業用水道施設を第十一条に規定する施設基準に適合するように維持しなければならない。	廃止又は条例委任		3	×		
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第10条	第1項	道路移動等円滑化基準	(道路管理者等の基準適合義務等) 第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路(以下この条において「新設特定道路」という。)を、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準(以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。	廃止又は条例委任	3		○			
				第10条	第2項	道路移動等円滑化基準	2 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。	廃止又は条例委任	3		○		
				第13条	第1項	都市公園移動等円滑化基準	(公園管理者等の基準適合義務等) 第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設(以下この条において「新設特定公園施設」という。)を、移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定め定める基準(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。	廃止又は条例委任	3		○		
				第13条	第2項	都市公園移動等円滑化基準	2 公園管理者等は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしなければならない。	廃止又は条例委任	3		○		
				第13条	第3項	都市公園移動等円滑化基準	3 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。	廃止又は条例委任	3		○		
第36条	第2項	交通安全特定事業番号機等の基準	交通安全特定事業(第二条第二十八号イに掲げる事業に限る。)は、当該交通安全特定事業により設置される番号機等が、重点整備地区における移動円滑化のために必要な番号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。	廃止又は条例委任	1		○						

凡例
○：勧告通り実施
△：一部実施
◆：存置許容
×：未実施

(a) 施設・公物設置管理の基準

分野	番号	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体	
17	8	港湾法	第56条の2の2	第11項	港湾の施設の技術基準	(港湾の施設に関する技術上の基準等) 第五十六条の二の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設(以下この項及び次項において「技術基準対象施設」という。)、は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるが、 <u>技術基準対象施設に必要とされる性能に關して国土交通省令で定める技術上の基準(以下「技術基準」という。)</u> に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。	廃止又は条例委任	3	
18	12	職業能力開発促進法	第15条の6	第1項	公共職業能力開発施設の職業訓練基準	第十五条の六 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を第十六条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、 <u>当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるものについては、当該施設以外の施設において柔軟かつ適切な方法により行うことができる。</u> 一 職業能力開発校(普通職業訓練(次号に規定する高度職業訓練以外の職業訓練をいう。以下同じ。))で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。) 二 職業能力開発短期大専科(高度職業訓練(労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得するための職業訓練をいう。以下同じ。))で長期間及び短期間の訓練課程(次号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程を除く。)のものを行うための施設をいう。以下同じ。) 三 職業能力開発大専科(高度職業訓練で前号に規定する長期間及び短期間の訓練課程のもの並びに高度職業訓練で専攻的かつ応用的な職業能力を開発し、及び向上させるためのものとして厚生労働省令で定める長期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。) 四 職業能力開発促進センター(普通職業訓練又は高度職業訓練のうち短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。) 五 障害者職業能力開発校(前各号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して行うその能力に適合した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための施設をいう。以下同じ。)	廃止又は条例委任	3	
				第3項	公共職業能力開発施設の職業訓練基準	三 国及び都道府県(第十六条第二項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。))が第一項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同項各号に掲げる施設(以下「当該職業能力開発校をいう。以下同じ。))内において行われ、職業を習得しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため必要と認められる職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設で行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることを行うことができる。	廃止又は条例委任	3	
				第6項	公共職業能力開発施設の長の資格	六 公共職業能力開発施設の長は、 <u>職業訓練に關し悪い意見を有する者</u> でなければならない。	存置	3	条例制定許容
				第1項	公共職業能力開発施設の職業訓練基準	第十九条 公共職業能力開発施設は、 <u>職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程(次に於て、訓練期間、設置する元の厚生労働省令で定める事項)に關し、厚生労働省令で定める基準に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。</u>	廃止又は条例委任	3	
				第1項	公共職業能力開発施設の職業訓練基準	第二十一条 公共職業能力開発施設の長は、 <u>公共職業訓練(長期間の訓練課程のものに限る。))を受ける者に対して、技能及びこれに関する知識の照査(以下この条において「技能照査」という。)を行わなければならない。</u>	廃止又は条例委任	3	
				第1項	公共職業能力開発施設の無料職業訓練の利用者基準	第二十三条 公共職業訓練のうち、 <u>職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の修得を必要とする普通職業訓練その他の厚生労働省令で定める事項に關して行う普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。))並びに当該職業訓練に關して職業訓練を受ける者に対して行う職業訓練は、無料とする。</u>	廃止又は条例委任	3	
				第1項	公共職業能力開発施設の職業訓練指導員の資格	第二十八条 準則訓練のうち普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。))における職業訓練指導員は、 <u>都道府県知事の免許を受けた者でなければならない。</u>	廃止又は条例委任	3	
				第1項	公共職業能力開発施設の職業訓練指導員の資格	第三十条の二 準則訓練のうち高度職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。))における職業訓練指導員は、 <u>当該訓練に係る労働者につき、第一十八条第三項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、当該指導員の職又は技能を有する者として厚生労働省令で定める者(関係第五項各号のいずれかに該当する者を除く。))でなければならない。</u>	廃止又は条例委任	1	
19	7	エコツーリズム推進法	第8条	第4項	特定自然観光資源の標識設置基準	四 市町村長は、第一項の指定をしたときは、 <u>当該特定自然観光資源の所在する区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。</u>	存置	2	条例制定許容
19	10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第15条	第13項	指定猟法禁止区域の標識設置基準	13 環境大臣又は都道府県知事は、 <u>指定猟法禁止区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。</u>	廃止又は条例委任	1	
				第5項	休猟区の標識設置基準	五 都道府県知事は、休猟区の指定をしたときは、 <u>環境省令で定めるところにより、当該休猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。</u>	廃止又は条例委任	1	

取組み状況	一部実施又は未実施の理由(各府県回答)
×	香港の施設の安全性を確保しつつ、WTO協定等に基づく国際的義務を果たすため、いち早く性能規定(施設の基本的な必要最低限の性能のみを定めるもの)化を実現しており、既に港湾管理者や民間企業の創意工夫を取り込むことが可能な技術基準となっている。既に基準を条例に委託した場合は、地域によっては必要最低限の性能を満たさない施設の建設が許容されるため、国内外船舶航行の安全性や安定した物流の確保が困難となり、我が国の経済・産業の国際競争力の低下・国民生活の不安定化を招くとともに、国際インフラである港湾施設に關する国際規格策定については、現在国際機関(ISO、PIANC)等において議論が進められているが、これは国内で統一した基準を制定した段階であり、地方公共団体では我が国の代表としての国際交渉・基準策定合意のプレーヤーとなり得ないため、港湾の施設の技術的基準は、引き続き国が定めることが適当。
○	
○	
◆	
○	
○	
○	
◆	
△	指定猟法禁止区域を示す標識の寸法について、環境省令を参照して、条例で基準を定めることができることとする。 【区域立ち入り者に対する生命、身体の安全の確保】 ○狩猟者は、都道府県長をえて告知し、猟銃の発砲等を行うため、自治体毎に標識が大きく異なることは、地元住民や登山客等一般の立ち入り者への誤解を引き起こすおそれがあり、寸法以外の基準については、全国で様式を統一することが必要不可欠。「できる規定とするのが適当」
△	休猟区の区域を示す標識の寸法について、環境省令を参照して、条例で基準を定めることができることとする。 【区域立ち入り者に対する生命、身体の安全の確保】 ○狩猟者は、都道府県長をえて告知し、猟銃の発砲等を行うため、自治体毎に標識が大きく異なることは、地元住民や登山客等一般の立ち入り者への誤解を引き起こすおそれがあり、寸法以外の基準については、全国で様式を統一することが必要不可欠。「できる規定とするのが適当」

別表 1

凡例
○：勧告通り実施
△：一部実施
◆：存置許容
×：未実施

(a) 施設・公物設置管理の基準

分野	番号	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体	
20	5	食品衛生法	第29条	第1項	食品衛生検査施設の施設・設備等基準	第二十九条 国及び都道府県は、第二十五条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの検査(以下「食品検査」という。)及び前条第一項の規定により取り扱われる食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行うに必要と認められる検査施設を設けなければならない。	廃止又は条例委任	1	
				第2項	食品衛生検査施設の施設・設備等基準	② 保健所を設置する市及び特別区は、前条第一項の規定により取り扱われる食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行うに必要と認められる検査施設を設けなければならない。	廃止又は条例委任	2	
20	13	水道法	第12条	第1項	水道施設布設工事監督職員の設置基準	第十二条 水道事業者は、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合には、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事に施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。	廃止又は条例委任	2	
				第3項	水道技術管理者の資格	3 水道技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。	廃止又は条例委任	2	
20	18	下水道法	第7条	第1項	公共下水道の構造の政令で定める技術上の基準への適合	(構造の基準) 第七条 公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。	廃止又は条例委任	3	
				第2項	政令で定めるところによる終末処理場の維持管理	2 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、終末処理場の維持管理を行わなければならない。	廃止又は条例委任	3	
			第25条の9	流域下水道への他の施設等の設置の制限	(管理の基準等) 第二十五条の九 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道を接続する場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して其用の確保を要する。国、地方公共団体、電気通信事業者は、第一項第一項に規定する認定電気通信事業者その他の第二十四条第三項の政令で定める者が設置する電線その他の流域下水道の上層に支線及び併設するものがないものとして政令で定めるところを遵守し、又は流域下水道の施設を構築し、若しくは接続して設ける場合その他政令で定める場合を除き、他人に對しても、流域下水道の施設にいかんが施設又は工作物その他の物件も設けなければならない。	存置	3	条例制定許容	
			第28条	第1項	都市下水道の機能を十分に維持するように管理	(管理の基準等) 第二十八条 都市下水道管理者は、当該都市下水道の機能を十分に維持するように管理しなければならない。	廃止又は条例委任	3	第2項とあわせて見直しが必要
20	26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第21条	第3項	一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格	3 第一項の技術管理者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。	廃止又は条例委任	2	
20	44	医療法	第7条の2	第4項	病院等の病床数算定基準	4 前三項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第三十条の四第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるところにより、病床又は診療所の増設及び併設を要しない。必要な改正を行わなければならない。	廃止又は条例委任	1	
				第5項	病院等の病床数算定基準	5 第一項から第三項までの場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数、厚生労働省令で定める病床の算定、併設の病床数の算定とみなす。	廃止又は条例委任	1	
			第18条	病院等の従業者の基準	第十八条 病院又は医師が常勤三人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、厚生労働省令で定める数の医師、歯科医師、看護師その他の従業者、二 各専門科の診療室 三 手術室 四 処置室 五 病床検査施設 六 エックス線装置 七 検査室 八 診療に関する記録簿 九 診療科目別に専任人員又は専科を有する診療にあつては、分べん室及び衛生上の施設 十 医療従事者の研修施設 十一 職業訓練室 十二 その他厚生労働省令で定める施設	廃止又は条例委任	3		
			第21条	第1項	病院等の人員・施設基準	第二十一条 病院は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。 一 当診療科の専任の医師(以下「専任医師」という。)及び専任の看護師その他の従業者 二 各専門科の診療室 三 手術室 四 処置室 五 病床検査施設 六 エックス線装置 七 検査室 八 診療に関する記録簿 九 診療科目別に専任人員又は専科を有する診療にあつては、分べん室及び衛生上の施設 十 医療従事者の研修施設 十一 職業訓練室 十二 その他厚生労働省令で定める施設	廃止又は条例委任	1	メルクマールv:1号(その他の従業者を除く)~11号
第21条	第2項	病院等の人員・施設基準	2 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。 一 専任医師及び専任の看護師その他の従業者 二 職業訓練室 三 その他厚生労働省令で定める施設	廃止又は条例委任	1	メルクマールv:1号(その他の従業者を除く)~2号			
21	1	社会福祉法	第65条	第2項	社会福祉施設の設備・運営基準	2 社会福祉施設の設置者は、品質の基準を遵守しなければならない。	廃止又は条例委任	3	

取組み状況	一部実施又は未実施の理由(各府省回答)
△	第2次地域主権推進一括法案を想定 食品衛生法では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としており、食品衛生法施行規則、都道府県等が食品等の検査を行うため設置するものであるが、食品の安全性の確保は、国民の生命・健康の保護に直結するものであり、一定の水準以上を確保する必要がある。また、当該施設での検査結果に基づき消費者、回収命令等の行政処分を課すこともあるが、検査及び行政処分は法定委任事務であり、最終的な責任は国が負っていると考えられる。 施設・設備に係る基準については、全ての都道府県等に検査に必要となる最低限の検査設備を整備し、大規模検査中継等の高効率において、迅速な検査を行うことを可能とするため、「従うべき基準」とする。 一方で、我が国は食料自給率が総量ベースで約4割にとどまり、約6割の食品を輸入に依存しており、食品衛生法施行規則における輸入食品の検査件数が多い。検査施設における業務管理基準については、当該施設での検査結果の信頼性を担保するものであるところ、我が国の食品等の検査結果については、国際的に通用なレベルでの信頼性を確保するため、国が検疫所、民間検査機関(登録検査機関)及び都道府県等食品衛生検査施設に国際基準に準拠した基準を規定しており、欧米において中央政府で業務管理基準を定める。当該基準を条例に委任した場合には、我が国の検査結果の取扱いに支障が生じ、輸出入に係る相手国政府との交渉に悪影響を及ぼすことが想定されるため、現行規定を維持する。 職員配置に係る基準については、条例委任した上で「参酌すべき基準」とする。
○	
○	
◆	
○	下流域の河川・海域の水質保全について影響する放流水を水質基準に適合させるための水処理施設の構造の基準や、雨天時に下水の一部が処理場や河川や海域等に放流されることから早急に対処が必要な流式下水道の構造の基準など、水質保全上必要となる下水道の構造の確保に関するための基準については、勧告に従うことが困難である。それ以外の構造の基準については、条例に委任する。
○	
○	
○	第2次地域主権推進一括法案を想定 我が国は諸外国に比べて専任医師が多い一方で、病床当たりの医師数が少なく、医師の不足・地域偏在が問題となっており、基準病床数制度を通じて、病院・病床の地域偏在の是正を図っているところであり、都道府県が既存病床数及び申請病床数について独自に修正を行い、病院開設・病床増設の許可を行うこととした場合には、すでに病床が過剰となっている地域で更に病院・病床が増加し、他の地域の医師の不足・地域偏在が更に深刻となり、地方の国民の生命・健康に重大な悪影響が生じるおそれがあるため、条例委任した上で「従うべき基準」とする。
△	第2次地域主権推進一括法案を想定 我が国は諸外国に比べて専任医師が多い一方で、病床当たりの医師数が少なく、医師の不足・地域偏在が問題となっており、基準病床数制度を通じて、病院・病床の地域偏在の是正を図っているところであり、都道府県が既存病床数及び申請病床数について独自に修正を行い、病院開設・病床増設の許可を行うこととした場合には、すでに病床が過剰となっている地域で更に病院・病床が増加し、他の地域の医師の不足・地域偏在が更に深刻となり、地方の国民の生命・健康に重大な悪影響が生じるおそれがあるため、条例委任した上で「従うべき基準」とする。
△	第2次地域主権推進一括法案を想定 条例委任した上で「従うべき基準」とする。
△	第2次地域主権推進一括法案を想定 (1) 設置すべき者及びその数は、提供される医療サービスの質に直結し、国民の生命に重大な悪影響を及ぼすものであるため、引き続き法律及びその委任を受けた政令において統一の基準を定める必要があることから、「准看護師」については、条例委任した上で「従うべき基準」と定める。 (2) (1)の他は第3次勧告と対応する。
△	第2次地域主権推進一括法案を想定 (1) 設置すべき者及びその数は、提供される医療サービスの質に直結し、国民の生命に重大な悪影響を及ぼすものであるため、引き続き法律及びその委任を受けた政令において統一の基準を定める必要があることから、「准看護師」については、条例委任した上で「従うべき基準」と定める。 (2) (1)の他は第3次勧告と対応する。
△	第2次地域主権推進一括法案を想定 利用者の快適・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」「居室環境基準」「備品配置基準」については、多岐にわたるため、「従うべき基準」とする。上記以外の基準については、条例委任した上で「参酌すべき基準」とする。第3次勧告と対応する。

(a) 施設・公物設置管理の基準

凡例
○：勧告通り実施
△：一部実施
◇：存置許可
×：未実施

別表 1

分野	番号	法律	条	項	見直し対象		講すべき措置		備考	
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体		
21	14	介護保険法	第115条の4	第2項	指定居宅介護予防サービス事業者の設備・運営基準	2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。	廃止又は条例委任	3		
				第115条の13	第1項	指定地域密着型介護予防サービス事業者の従業者の資格	第百十五條の十三 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	2	
				第115条の13	第2項	指定地域密着型介護予防サービス事業者の設備・運営基準	2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。	廃止又は条例委任	2	
21	22	障害者自立支援法	第36条	第3項	指定障害福祉サービス事業者の指定基準	3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号(後発介護に係る指定の申請にあっては、第二号から第十一号までのいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしないものとする。) 一 申請者が法人でないこと。 二 申請期間に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。 三 申請者が、第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(以下「指定障害福祉サービスの基準」という。)を満たしていないと認められるとき。 四 申請者が、第三項以上の期に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けようがないまでの猶りであるとき。 五 申請者が、この法律その他の法律の保護監督を受ける法律で規定するものの規定により前項の期に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 六 申請者が、第五十条第一項(但し書き及び第四項において適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない日(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日から起算して五年を経過しない日)に当該指定を取り消さない旨を申請し、当該指定を取り消さない旨が法人でない場合においては、当該通知があった日から七日以内に当該指定の管理費であったり当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。 七 申請者が、第五十条第一項の規定による指定の取消の日から起算して五年を経過するまでの期間に当該取消の日から当該取消の日までは処分されないことと決定するまでの間に第四十六条第一項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。以下「届出期間」という。) 八 届出期間に相当する期間中に第四十六条第一項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、届出の通知の日から起算して五年を経過しない日(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理費であったり、若くは、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。 九 申請者が、指定の申請後五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 十 申請者が、法人で、その役員等のうち第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 十一 申請者が、法人でない者で、その管理費が第四号から前号までのいずれかに該当するものであるとき。	廃止又は条例委任	3	メルクマールV.4号~11号	
				第38条	第1項	指定障害者支援施設の指定基準	第三十八條 第二十九條第一項の指定障害者支援施設の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害者支援施設の設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、行う。	廃止又は条例委任	3	
				第80条	第2項	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備・運営基準	2 前項の障害福祉サービス事業を行う者並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。	廃止又は条例委任	3	

取組み状況	一部実施又は未実施の理由(各府県回答)
△	平成22年通常国会 利用者の知遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」「居室調音基準」「入居に直結する運営基準等」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。 上記以外の基準(全体の約9割)については、条例委任した上で、「参酌すべき基準」とするなど、第3次勧告と対応とする。
△	平成22年通常国会 利用者の知遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。
△	平成22年通常国会 利用者の知遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」「居室調音基準」「入居に直結する運営基準等」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。 「介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の定員」については、介護予防小規模多機能型居宅介護等の概念自体に関わるものであり、「従うべき基準(全体の約9割)については、条例委任した上で、「参酌すべき基準」とするなど、第3次勧告と対応とする。
△	現行の障害者自立支援法第36条第3項第2号及び第3号では、指定障害福祉サービス事業者の指定に際して、国の定める人員・設備・運営に関する基準を満たさなければならないとされている。「地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)」に従って、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、指定事業者が遵守すべき国の基準(第43条第1項及び第2項の基準)を「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」に基づいて条例で定めるものとした。具体的には、第36条第3項第2号及び第3号の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の主旨に鑑み都道府県に条例委任した第43条第1項及び第2項の基準をそのまま引用しているところ。 また、「法人であること」(第36条第3項第1号)については、利用者がにとって良質な介護サービスを安定的・継続的に確保するために必要な規定であることから、条例委任した上で「従うべき基準」とする。
△	指定障害者支援施設の基準については、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)において、引き続き基準の遵守義務を法律で規定した上で、具体的な基準の内容を「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」に基づいて条例で定めると整理されたところであり、当該規定についてはこの整理を踏まえたと、実質的に条例委任したことと同じ効果を持つこととなる。
△	(1)事平成22年通常国会 利用者の知遇・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」「居室調音基準」「入居に直結する運営基準等」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。 その他(全体の約9割)については、条例委任した上で、「参酌すべき基準」とするなど、第3次勧告と対応とする。